

## 平成26年1月臨時教育委員会会議録

日 時	平成26年1月22日（水） 午前10時00分～11時00分									
場 所	秦野市役所本庁舎3階講堂									
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 内田 晴久 教育長 内田 賢司									
欠席委員	なし									
委員以外 の出席者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">教育部長 水野 和成</td> <td style="width: 50%;">生涯学習課課長補佐（文化財担当） 霜出 俊浩</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長 山口 均</td> <td>生涯学習課文化財班主査 大倉 潤</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長 横溝 昭次</td> <td>教育総務課課長補佐（庶務担当） 鈴木 利昭</td> </tr> <tr> <td>公民館担当課長 井手 則夫</td> <td>教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明</td> </tr> </table>		教育部長 水野 和成	生涯学習課課長補佐（文化財担当） 霜出 俊浩	教育総務課長 山口 均	生涯学習課文化財班主査 大倉 潤	生涯学習課長 横溝 昭次	教育総務課課長補佐（庶務担当） 鈴木 利昭	公民館担当課長 井手 則夫	教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明
教育部長 水野 和成	生涯学習課課長補佐（文化財担当） 霜出 俊浩									
教育総務課長 山口 均	生涯学習課文化財班主査 大倉 潤									
生涯学習課長 横溝 昭次	教育総務課課長補佐（庶務担当） 鈴木 利昭									
公民館担当課長 井手 則夫	教育総務課庶務班主事補 川崎 倫明									
傍聴者	0名									
会議次第	<p style="text-align: center;"><b>1 月 臨 時 教 育 委 員 会 会 議</b></p> <p>日 時 平成26年1月22日（水） 午前10時</p> <p>場 所 秦野市役所本庁舎3階講堂</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 協議事項 （1）秦野市立公民館条例の一部を改正することについて （2）旧梅原家の部材に係る公開質問状について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>									
会議資料	別紙のとおり									

望月委員長

それでは、臨時教育委員会会議を開催いたします。

生涯学習課長

お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

それでは、「協議事項（１）秦野市立公民館条例の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

本日は、旧梅原家の部材に係る公開質問状についてご協議いただく関係で、生涯学習課文化財班の霜出課長補佐、大倉主査も出席させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、「協議事項（１）秦野市立公民館条例の一部を改正することについて」ご説明いたします。

秦野市立公民館条例の改正を行う箇所は、東公民館１階にございます旧管理人室を現在は倉庫として活用しております。ここを市民等の学習機会の充実を図るために、平成２６年度から市民等の学習の場として貸し出しを行いたいと考えております。それに伴いまして、現在、旧管理人室は改修工事を行っており、改修後は、和室として市民に貸し出しをしたいと考えてございます。今年３月に改修工事が終了する予定でございます。

貸し出しの内容ですが、使用料は、１時間当たり２００円。使用開始時期は、２６年４月から実施。名称は小和室と考えてございます。面積は１７畳の和室になります。

今後、１月１９日に開催を予定している社会教育委員会議に経過を報告後、２月定例教育委員会議に議案として提出させていただきたいと考えております。その後、平成２６年秦野市議会第１回定例会で一部改正についての議案を上程する予定でございます。

望月委員長  
飯田委員

本件につきまして、ご質問、ご意見ございますか。

この和室の使用人数は、何名以内というものを定めるのでしょうか。定めるとしたら何名となるのでしょうか

生涯学習課長  
飯田委員

人数の定めはございません。

文化会館等では、和室何名までとか標記がされていますが。

生涯学習課長  
飯田委員

１７畳ということで、人数的なものは明記してございません。わかりました。

望月委員長

公民館の和室は１日２００円と理解してよろしいですか。秦野市公民館の和室の使用料は一律になっているのですか。

教育長

お配りしている資料に秦野市立公民館条例を印刷したものがあります。条例を見ると公民館ごとの部屋の内訳が別表として記載されています。東公民館を見ていただくと、ホールが１時間で４００円、それ以外は２００円という使用料となっています。

生涯学習課長

面積で使用料が決まっています。１００平米以下の場合２００円とさせていただいております。今回、１７畳の和室ということ

望月委員長

で1時間200円という使用料とさせていただく予定です。

東公民館のホールは400円ですね。南が丘公民館は600円、堀川公民館600円、新しくできた公民館は600円ですね。

ほかにありますか。

内田委員

秦野市の公民館は非常に利用率が高く、いろいろ活発に使われているかと思うのですが、東公民館の各部屋の利用状況、貸出状況について、参考までに教えていただきたいと思います。

公民館担当課長

稼働率でございますが、30分単位で利用することができ、利用率は30パーセントです。利用日では70パーセントという状況でございます。

望月委員長  
教育長

ほかにどうでしょうか。

この部屋は、東公民館の北東にあります。東公民館は管理人がいて管理をしていました。新しい公民館はそういう形態になっていないのです。管理人が退職され、管理人室を倉庫に使っていたのですが、そのままにしておくのももったいないので、和室に改修するものです。

望月委員長

管理人の部屋ということは、水回りも全部整備してあるということですね。

改修費は、どのぐらいかかったのですか。

公民館担当課長

管理人室の改修と合わせて機械室の改修を行っておりますので、和室のみの金額は出てこないです。

望月委員長

ほかにいかがですか。

では、この案件は協議事項ということで、生涯学習課長から説明があったとおり、社会教育委員会議で話し合ってください、議会へ提出する流れとなります。

次に、「協議事項（2）旧梅原家の部材に係る公開質問状について」の説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、公開質問状の回答についてご説明申し上げます。

この旧梅原家住宅は、現郵便局の敷地にあった建物でございます。尾尻の洋館を保存する会から平成9年に無償で寄附を受けました。その際、保存する会と「旧梅原家住宅の部材の保管に関する覚書」を取り交わしています。

この部材については、当初から記録保存を原則として、建造物調査に関する記録の資料として移譲を受けたものでございます。これはお手元の覚書の第1項で、保存する会は、住宅部材を教育委員会において実施した「建造物調査に関する記録」の資料として、秦野市に無償で寄附するというものです。

平成9年に末広小学校の余裕教室に移動して、それ以来、現在

に至るまで末広小学校の余裕教室で保管を行っています。

覚書の第4項、住宅部材を将来、他に活用するときは、甲乙等で検討するという記載ですが、通知を発送した段階では、15年以上経過し、現在でも保存する会から具体的な活用が示されてはいません。

また、末広小学校は、新たな教育カリキュラムに対応するため、保管場所である余裕教室を学校本来の目的で使用することから、このまま保存することはできなくなりました。以上のことから、平成24年9月に、平成25年度末までに現在の保管場所から撤去・処分していききたい旨の通知をお出ししました。

その後、保存する会と6回にわたり部材の取り扱いについて協議を重ねてまいりました。しかし、協議を重ねている中で、昨年の12月9日に尾尻の洋館を守る会から教育長宛てに公開質問状が提出されました。この公開質問状については、今月末日までに回答することになってございます。

また、16日には文化財保護委員会の委員の皆様にもご意見をいただいたところでございます。

今、お話ししたことが今までの経過でございます。それでは、具体的に公開質問状の回答について説明いたします。

公開質問状は、大きく分けて5つの質問項目がございます。第1の質問でございます。平成24年9月に発送した「お知らせ」の通知の中に、平成25年度末をもって、末広小学校の余裕教室にある全ての資料を撤去・処分することについて、撤回してくださいというのが1つ目の質問でございます。

これについては、旧梅原家住宅の部材については、16年間、小学校の余裕教室に保管してきた経過がございます。保管場所となっている余裕教室を学校本来の目的で使用する必要が生じること、また、部材の活用について、今日まで具体的な見通しが示されなかったことから、24年9月に、26年3月末日という期限を設けて資料を撤去・処分していききたい旨のお知らせをいたしました。その後、6回にわたり協議を重ねてまいりましたが、具体的な内容について合意に至っておりません。引き続き誠意をもって、協議を重ねていききたいと考えています。というのが1つ目の回答でございます。

次に、2つ目の質問でございます。教育長に旧梅原家洋館の部材を処分することを決定する権限がございますか。という質問でございます。

これにつきましては、この部材は覚書に、秦野市に無償で寄付

すると明記されております。平成9年5月に覚書を結んだときにも、教育長名により締結しており、教育長は教育委員会の事務執行責任者でございます。平成24年9月の「お知らせ」についても、覚書を締結した教育長名で通知したものであります。これが2つ目の回答でございます。

次に、3つ目の質問でございます。教育委員会は、この部材の文化財的な価値について、文化財保護委員会に諮問されたのかというのが1つ目でございます。また、秦野市文化財保護委員会で建築を担当されている委員の解任を求めるものが第3の質問でございます。

これにつきましては、部材はあくまで覚書のとおり、「建造物調査に関する記録」の資料として貴会と合意しているものであり、文化財保護委員会への諮問は行っていませんが、平成25年8月の会議で部材についてのご意見をいただいております。

また、当該委員は、国や県等の文化財に関する審議会の委員を歴任されており、本市においても、市内社寺の建造物調査に携わっていただくなど、適任者として委員を務めていただいております。というのが回答でございます。

次に、第4の質問でございます。旧梅原家洋館の部材は廃棄するべしと考えているのかというお尋ねです。協議を6回重ねたわけですが、部材を厳選し保管したいという言葉が出てございます。それについて、意味するところはどのようなことなのかという質問でございます。

これにつきましては、平成25年6月に開会しました議会の一般質問の答弁で示したとおり、会と協議を進める中で、部材を吟味し、今後残していくものを厳選していきたいと考えています。

なお、柱1～2本という発言は、協議の中で妥協案をお示しするための例としてお話ししたものと回答してございます。

最後に、5つ目の質問でございます。「お知らせ」の通知にある「将来の見通しが無い」とは、どのようなことを意味するのかという質問でございます。

これにつきましては、平成24年9月に「お知らせ」の通知をした際には、覚書を締結以来、16年が経過し、その間、活用について、貴会からの投げかけなどがなかったことから、将来の見通しが無いと表記をいたしました。また、その後行った6回の協議の中でも、活用に向けての具体的な意見をいただいております。というのが回答でございます。

骨子としてまとめさせていただいておりますが、これについ

望月委員長

生涯学習課長

望月委員長

生涯学習課長

望月委員長

生涯学習課長

望月委員長

生涯学習課長

望月委員長

生涯学習課長

教育長

てご意見いただければと思います。

この件は、この場で協議を行い、それを踏まえて今月末に先方へ回答するということですか。

そうです。

社会教育委員会議にかけるということはないのですか。

これについては会議にはかけていません。

文化財保護委員会で話し合いは行われたのですか。

お話はさせていただいてございます。

非常に大きな問題です。全般的にご質問、ご意見いただくということでもよろしいですね。

覚書の最後に6名の名前がありますが、今もかかわっているのですか。

この中で、2名は抜けてられるようです。

4名は今もかかわっているということですね。

そういうことです。

少し過去の経緯をお話しした方がわかりやすいと思います。今、郵便局があるところに、昔は東和蓄電器という会社がありました。その土地はもともと梅原氏の土地でそこに洋館がありました。東和蓄電器はその洋館を、言うなれば会社の事務所兼応接間として使用していたようです。東和蓄電器がその土地を売り、郵便局が建つことになります。その際に、この保存する会の方々は、そのまま洋館を残すように働きかけを行いました。保存を行わないという回答でした。

結果として、そのままの形で保存することができず、この団体と、当時の教育委員会が協議した結果、自分たちで責任を持って壊して、部材を運ぶということで、教育委員会は場所を提供し、寄付を受けるということになりました。そのときの覚書の中で、ここに書いてあるように、活用する場合には甲乙で検討することとしたものです。その後、団体は東地区で再建されようとしたことと。地域の方等にも寄附を求めました。

さらに、代表として、2名の方が入っておられたのですが、一昨年、私が教育長になったときに、その方とお話をして、実際に再建できるお金がないということでした。こういうお話もあって、解散をしたいというお話もありました。会の中で協議をされたようなのですが、結果として、その2名は退会され、残った方々で会を存続するという結果になったそうです。そのときに寄附された方々へ手紙を送られ、寄附されたお金を返しましょうか、そのままでいいかということの回答を求める内容だったそうです。

最終的に、この会は存続することになりましたが、代表を務めていた方が抜け、残った方々で運営をされているのだと思います。

末広小学校の余裕教室の1階を学童保育で使用していますが、倉庫代わりの余裕教室の次の転用が見込まれますので、早急に空けなければいけない状況です。そのことについて、部材は教育委員会の所有物であり、覚書には処分についての規定はありませんので、教育委員会が処分できるのですが、誠意をもって対応するという事で通知し、協議を始めました。

しかし、保存する会としては、再建をするのだという思いがあります。再建するには相当な金額、場所が必要になりますが、実際にそういう再建への動きをされているかという点、状況は不明です。

また、部材について、それだけの価値があるものかどうかという判断については、当時、いろいろな方々の意見がありました。火災に遭っている部材もあるようで、建物全体として残っていればという意見もあったそうです。

飯田委員  
教育長  
飯田委員  
教育長

部材は見られるようになっているのですか。

末広小学校の2階にありますので、見ることはできます。

一般の方でも見ることは可能ですか。

学校の中に保管していますので、誰でも自由にというわけにはいきませんが、話があれば見ることは可能です。

内田委員  
教育長

部材はほとんど残っているのですか。

いや、全部ではありません。

生涯学習課長

洋館には赤い屋根の部分がありまして、その部材があります。

教育部長

建物、全部残っているのですか。

生涯学習課課長補佐

壁はないです。

望月委員長

再建する場合に、場所も決まっていない。それから、再建するとすれば、どのくらいお金かかるのですか。

教育長

約2億円というようなことを聞いたことがあります。

望月委員長

2億円を全部市で負担するという事は検討されたことはありますか。

教育長

ありません。寄附を集めて自分たちで再建しようと動いておられました。

望月委員長

例えば、維持費などはどのくらいかかるのですか。

教育長

そこまでは出していないと思います。

望月委員長

場所は一時、緑水庵という話もあったでしょう。

教育部長

話がありました。

望月委員長

価値があるかどうか、私などは素人でよくわからないが、この

生涯学習課課長補佐

運動が起こる前に、何かの機会に行ったことがあります。先ほど、教育長のお話の中で、価値があるか、ないかという話がありましたが、文化財保護委員はどのような意見を持っているのですか。

文化財保護委員は7名おられますが、いろいろな分野があります。建物、木、美術品などの分野で、建物担当の委員がいらっしゃいまして、その人のコメントをそのまま述べさせていただきます。

住宅については、その建物がそのまま残っていれば、結構価値があるという見解でした。ただ、復元することが難しく、復元できないということになれば、部材を残すしかないということでした。例えば、応接間のマントルピース、暖炉、手すりなどは明治時代の洋風建築の特徴を示す目に見えるもので、それほど嵩張らないものだけを残すことぐらいしかできないのではないかと。展示して教育資料として活用しなければ保存している意味がない。部材の状態でも保存して文化財として指定する例はほとんどありません。指定する場合には復元するという前提がつきます。それを建て直すという言い方は語弊がありますが、復元することが前提となっています。今は部材としてバラバラの状態に置いてありますので、それを建っている状態で見ない人にとっては、文化財的な価値の判断は非常に難しいのです。要するに、部材を頭の中で組み立てて、それで考えなければいけないということなので、それは幾ら専門の先生方でも難しいということです。ですから、文化財としての価値は、建っていればあったかもしれないが、部材だとなかなか難しいのではないかと。というのが建築の先生の意見でございます。

高橋委員

前に聞いた話ですと、梅原家の子孫の方が東京にいらっしゃって、その人たちは余り保存には乗り気ではない、本意ではないというような意見も聞きました。保存されている部材が果たして再建に向けて使用できるかどうか。そのまま置いてあったので、反ったりしてしまい、使えないと聞いたことがあるのですが、そちらはどうでしょうか。果たして再建するときに残っている部材が使えるのですか。

教育長

保存する会が本を出版した際に、この部材は保管するにしても10年ということを表示されています。結果として、使えるものかどうかは、専門家が見たり、大工さんが再建するという形になれば、どれが使えるかがわかるのですが、現状では不明です。ただ、議会の質問でも、そういう話があり、そのときに私が言ったのは、再建する会の皆さんが10年位しかもたないと言ってい



望月委員長  
生涯学習課課長補佐  
教育長

内田委員

生涯学習課長

内田委員

教育長

望月委員長

るのだから、16年も経過しており、難しいのではないかという趣旨のことをお答えしました。

確かに残っている柱等は、当然、劣化していると考えられます。

もう一つは、このまま置いておくと湿気等により部材がふけてしまい、実際に使えるかどうかわからないということは、当時から言っていました。

期限はいつまでと決めているのですか。

一応、3月31日までとなっています。

交渉の中で部材を厳選してもらい、別な場所を探して移転をしたいと言っています。保管場所がほかにあるかどうかということは、相談をしなくてははいけません。

また、東京都世田谷区で三十何年間部材を保存して再建したという例があるそうです。それは文化財に指定しています。そういう例を挙げておられます。

公開質問状の回答も、第1の質問への回答の最後の3行のところなのですが、「6回にわたり協議を重ねてきましたが、具体的な内容について合意に至っておりませんが、引き続き、誠意を持って誠実に協議を重ねていきたいと考えています。」とあります。これは、まだ今後同じように協議していきましようという回答と取れます。次のページの撤去・処分することとしましたということとちょっと意味合いが異なっています。この後、どういうふう to 処理するかということが、この回答によって、オープンになったと思うのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

これについては、誠意をもって誠実にという形で回答の中にお書きしてございますが、6回重ねてきた協議のまだ途中だと考えております。回答書をお出しした後、再度また協議を重ねて、3月までに決めないといけないと思っていますので、その間の協議ということで、お書きしてございます。

この文章だと、誤解が生じる可能性があるという気がします。平成26年3月末日という期限を設けて、資料を撤去・処理していきたい旨のお知らせをしました。6回にわたり協議を重ねてきましたが、引き続き協議を重ねていきたい。場合によっては、前の通知は撤回して、今後継続していきましようという意味合いにもとれる気がしたのですが、どうでしょうか。

保存する会は撤回するように求めています、それに対して、撤回するという回答は行っていません。

この部分は検討いただければと思います。

ほかにどうですか。

先ほど高橋委員がおっしゃっていた梅原氏は再建について、あまり望んでいないというような話がありました。

教育長 当時の話です。当時、梅原氏の遺族に打診をしたところ、そういう気持ちはありませんとお話があったと聞き及んでいます。

望月委員長 遺族の意思はどのように考えているのですか。

教育長 所有権は梅原氏にはありません。東和蓄電器が所有し、使っていました。

望月委員長 そうすると、現在の部材の所有者は教育委員会ということでしょうか。

教育長 そうです。

望月委員長 ほかにどうでしょうか。

教育長 現在、保存する会の代表者は誰なのですか。

教育長 代表者は決まっていないようです。共同代表ということのようです。

望月委員長 ほかにどうですか。

教育長 もう一度、内容を精査しまして回答することにしたいと思えます。

望月委員長 結論を言うと引き続き誠意をもって話し合うということですね。それで今月末までに回答をするということですね。

教育長 実際には12月15日までということでしたが、公開質問状が提出されてから5日間ぐらしかありませんでした。少なくとも教育委員会会議で協議を行うのだから、すぐには回答できないと相手側に伝えてあります。

望月委員長 では、そういうことでよろしいですか。

生涯学習課課長補佐 この点について、何かございませんか。

望月委員長 今のところ、明治25年、あるいは40年ぐらいの建築と考えられておまして、それをそのまま復元するのであれば、屋根の天井裏の構造を見ると、キングポストという洋建築なのです。和建築ではなく、完全に洋建築ということになりますと、洋建築としては、今のところ、秦野市内で一番古いものだと考えられます。

ただ、現在でも残っている部材が、何年に作られたものなのかを確定しなければいけません。また、どの部材が新しいのか、どの部材がもとの部材なのかを見極める必要があります。再建できたからといって、すぐに指定されることはないと思えます。

飯田委員 この部材を保管しているのは何教室を使用しているのですか。

教育長 1教室です。それ以外にも発掘品等が置いてあります。

望月委員長 それでは、回答については、よろしく願いいたします。

次に、その他はございませんか。

| 以上で臨時教育委員会を終了いたします。